



## 《会計・税務の知識》 令和 6 年 4 月消費税改正(3) その他の改正事項

### はじめに

2024 年 4 月に消費税法等の一部が改正されました。今回はその改正事項の中からいくつかご紹介いたします。

### 改正内容

項目	改正内容	適用時期
金又は白金の地金等を取付した 場合の事業者免 税点制度等の制 限	簡易課税制度又は 2 割特例の適用を受けない課税事業者が、金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、その金額の税抜金額の合計額が 200 万円以上である場合には、その仕入れ等を行った課税期間の初日から 3 年を経過する日の属する課税期間まで、課税事業者が強制されることとなった（「消費税簡易課税制度選択届出書」は、その 3 年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間提出できない）。	2024年4月1日以後に行う課税仕入れ等から
免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限	インボイス制度の適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置（80%控除・50%控除）について、一の免税事業者等から行う経過措置の対象となる課税仕入れの税込金額の合計額が、その年又は事業年度で 10 億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置の適用を受けることができないこととなった。	2024年10月1日以後に開始する課税期間から

項目	改正内容	適用時期
仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し	自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ（自動販売機特例が適用される取引）並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（回収特例が適用される取引）のうち税込 3 万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要となった。	2023年10月1日以後に行う課税仕入れから
免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限	輸出品物販売場（いわゆる免税店）で消費税が免除された物品（免税購入品）であることを知りながら、その物品を仕入れた場合、その課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けることができないこととなった。	2024年4月1日以後に行う課税仕入れから

### おわりに

今回の改正でご紹介していない「消費税のプラットフォーム課税の創設」、「国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し」については、別の記事でご紹介しています。

(担当：杉山)